

京都理科研究会貸出事業

目的

京都理科研究会所有の教材教具や撮影機材を全市の小学校教員を対象に貸し出すことにより、京都市立小学校の理科教育の振興と活性化に寄与する。

貸出教材（例）

貸出教材	使用学年・単元
地層の剥ぎ取り標本と砂・粘土のサンプル	6年・土地のつくりと変化
カラーサンドを使用した地層のでき方実験器	6年・土地のつくりと変化
熱で伸びる鉄道レール模型	4年・ものの温度と体積
お風呂の温まり方実験器	4年・ものの温まり方
沸騰の泡採集カップ	4年・すがたをかえる水

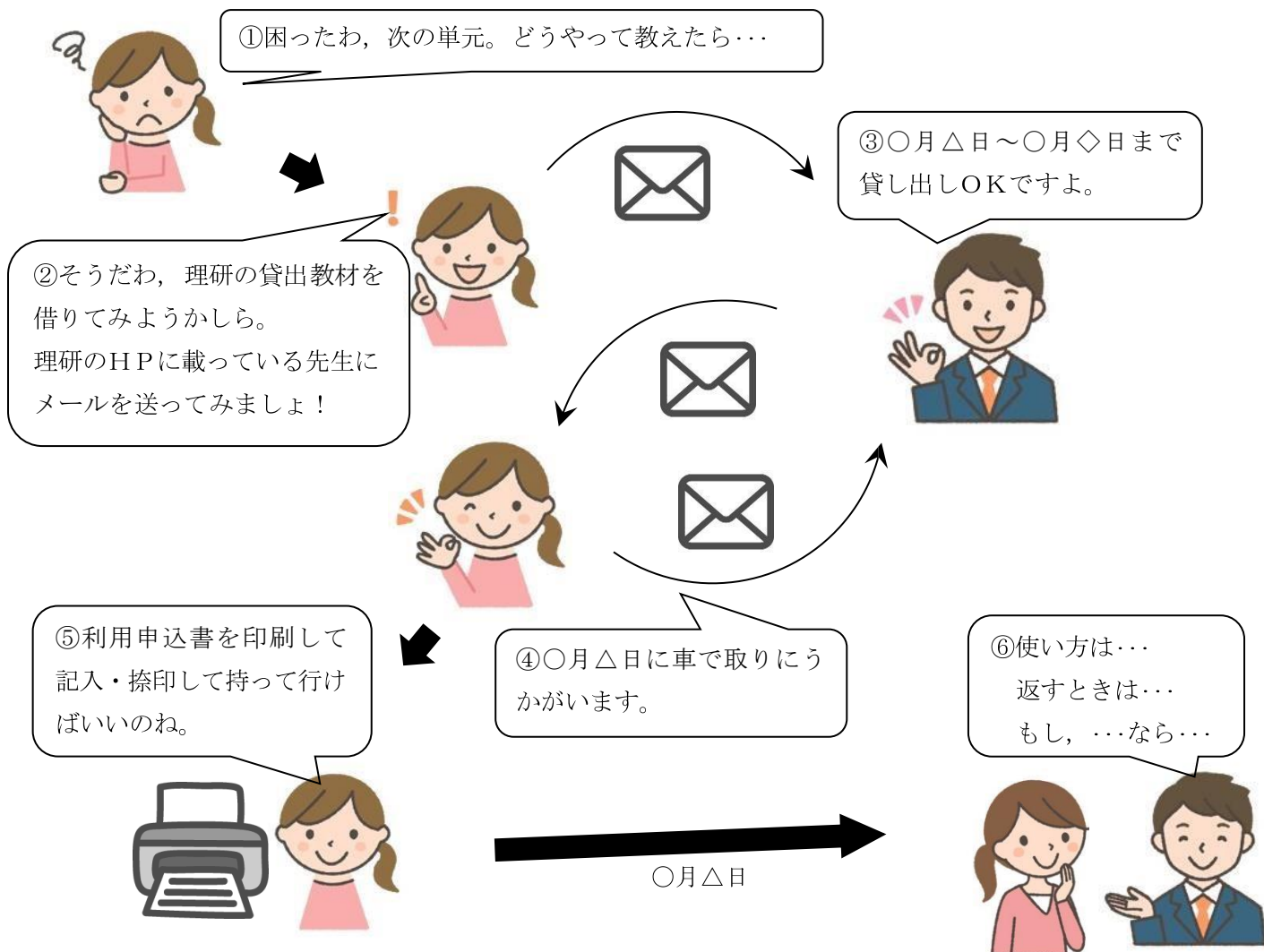
※貸出教材は一例です。また、教材管理者は教材によって異なります。詳しくは京都理科研究会ホームページをご覧ください。

※教材によっては運搬に車が必要な場合もあります。運搬方法については教材管理者に確認してください。

貸出手順 ※次ページイラストも参考に

- ・使用希望者（甲）は電子メールで教材管理者（乙）に直接連絡をとる。
- ・（乙）は教材の貸出状況を確認し、貸出期間・運搬方法を（甲）と相談し決定する。
- ・（甲）は理研HPより印刷した利用申込書に記入・捺印（校長印）する。
- ・（甲）は指定された日時に（乙）を訪れ、教材の貸出を受ける。その際、必ず利用申込書を提出する。
- ・（乙）は（甲）に教材の使用方法、安全上の留意点、返却方法を伝え貸出を行う。
- ・（甲）は教材使用后、機器の破損・紛失がないか確認し、使用状況確認票を記入の上、指定された日時に教材を（乙）へ返却する。
- ・（乙）は返却された教材に破損・紛失等がないか、その場で（甲）と確認する。
- ・破損や紛失等があった場合には、（甲）に使用状況や破損理由等を聞き、明らかに（甲）の過失により生じたものと認められる場合は、後日、理科研究会より所属校に連絡する旨を伝える。
- ・（甲）は返却時に、利用申込書に返却確認のサインをする。利用申込書・使用状況確認票は（乙）が保管する。

貸出手順 〈イラスト〉



利用規約

- ・貸出期日は厳守してください。万一、返却日時に返却できない場合は、必ず事前に連絡してください。
- ・教材の使用に際しては、取扱説明書等をよく読み、児童の安全に十分留意した上でご使用ください。
- ・教材の破損や紛失については、同等品の購入又は実費による弁償をお願いすることがあります。
- ・教材の使用中に発生した事故や怪我等については、理科研究会は一切、その責任を負いません。